

議案第79号

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 旅費の額の区分及び種類を変更するとともに、職員の旅費に関する条例の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別表第5」を「別表第4」に改め、同項の表を次のように改める。

第6条第7項、第15条第2号、第24条及び第25条第1項	別表第2	世田谷区長等の給料等に関する条例別表第3
第6条第7項及び第35条第1項	別表第3	世田谷区長等の給料等に関する条例別表第4

第3条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、転居費については、赴任に伴い扶養親族の移転を要する場合に限り、支給するものとする。

別表第2 鉄道賃及び船賃（近接地内の旅行に係る鉄道賃等を除く。）並びに外国旅行の航空賃の部船賃の款外国旅行の項を次のように改める。

外国旅行	次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の合計額の範囲内の実費額 <ol style="list-style-type: none"> 1 乗船に要する旅客運賃（その等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の旅客運賃（最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する場合は、その内の最上級の旅客運賃）） 2 前号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第33条第3号に規定する旅客運賃及び同条第4号に規定する寝台料金
------	--

別表第2 鉄道賃及び船賃（近接地内の旅行に係る鉄道賃等を除く。）並びに外国旅

行の航空賃の部外国旅行の航空賃の款中「第34条第1項第3号に規定する旅客運賃」を「第34条第1項第3号に規定する運賃」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

内国旅行の宿泊手当及び宿泊費

区分	支給額
宿泊手当（1夜につき）	2,400円
宿泊費（1夜につき）	27,000円

備考 この表における旅費の支給については、旅費条例第6条第6項から第8項まで及び第25条第2項の規定を準用する。

別表第4及び別表第5を削り、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第3条関係）

外国旅行の宿泊手当及び宿泊費

区分	支給額							
	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	その他の地域
宿泊手当（1夜につき）	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円
宿泊費（1夜につき）	52,000円	44,000円	65,000円	52,000円	54,000円	47,000円	52,000円	23,000円

備考 この表における旅費の支給については、旅費条例第6条第6項から第8項まで、第25条第2項及び別表第3備考の規定を準用する。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第2項及び第3項並びに別表第2から別表第4までの規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。